

「施工プロセス」チェックリストの手引き(建築・設備) 目次

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表	目次	No.
Ⅰ 施工体制	1 施工体制一般	工事実績情報システム（コリンズ）	1) 工事実績情報システム（コリンズ）について事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内に登録機関に申請が完了している。	2 / 53	1
		施工管理体制	2) 現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐をいう。以下同じ。）届けが速やかに提出され、さらに契約工程表が契約締結後10日以内に提出されている。	3 / 53	2
			3) 監理技術者等が工事途中及び立会検査等の事前に書類の確認を行っている。	3 / 53	3
			4) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。	4 / 53	4
		建設業退職金共済制度	5) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。	5 / 53	5
		労働保険関係成立票	6) 労災保険関係成立票を工事関係者の見やすい場所に掲示している。	6 / 53	6
		建設業許可標識	7) 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示している。	7 / 53	7
		施工体制台帳に関する資料	8) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。	8 / 53	8
			9) 施工体制台帳に下請契約書及び再下請負通知書（2次以降の再下請業者を含む。）が添付されており、その内容が適正である。	11 / 53	9
			10) 施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。	12 / 53	10
			11) 施工体系図の記載内容が適正で、現場における施工体系と一致している。	12 / 53	11
			12) 受注者がその下請工事の施工に実質的に関与している。	13 / 53	12
Ⅰ 施工体制	2 配置技術者等	現場代理人	13) 現場代理人が、現場に常駐している。あるいは携帯電話等で速やかに連絡がとれる体制にあり、支障なく業務を行っている。	14 / 53	13
			14) 現場代理人が監督職員との連絡調整、協議等を書面で行っている。	15 / 53	14
		監理技術者等の専任制等	15) 監理技術者等の要件が資格者証等により確認できた。	16 / 53	15
			16) 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。	17 / 53	16
			17) 監理技術者等が現場に専任している。	18 / 53	17
			18) 監理技術者等が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に施工を管理している。	19 / 53	18
		専門技術者の配置	19) 必要な専門技術者を選任し、配置している。	20 / 53	19
		作業主任者の選任	20) 作業主任者を選任し、配置している。	21 / 53	20
		監理技術者等の能力	21) 監理技術者等が施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。	23 / 53	21
			22) 書類及び資料が法令、仕様書及び工事成績表等に基づき適切に作成、整理されている。	23 / 53	22
			23) 監理技術者等が施工体制、施工状況を把握し、元請業者の現場職員、下請負業者をよく指導している。	24 / 53	23
Ⅱ 施工状況	1 施工管理	設計図書の見直し等	1) 契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。	25 / 53	24
			2) 照査の結果、相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。	25 / 53	25
		施工計画書	3) 施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書が提出されている。	26 / 53	26
			4) 施工計画書において記載内容と現場施工方法が一致している。	26 / 53	27
			5) 施工に先立ち、施工図等が提出されている。	27 / 53	28
		施工管理・工事材料・出来形・品質	6) 工事材料に関する資料が整備され、監督員に事前に確認または承諾された材料を適切に管理している。	28 / 53	29
			7) 品質確保のための対策など、施工に関する工夫を書面で確認できる。	29 / 53	30
			8) 現場内での整理整頓及び施工区域周辺の清掃等が日常的に行われている。	29 / 53	31
		検査(確認を含む)及び立会等の調整	9) 監督員の立会いにあたって予め立会の請求をしている。	30 / 53	32
			10) 一工程の施工の確認及び報告の時期及び内容が、適切である。	31 / 53	33
		建設副産物及び建設廃棄物	11) 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。	32 / 53	34
			12) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。さらに、工事完了後には速やかに再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を提出した。	36 / 53	35
		指定建設機械類の確認	13) 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	37 / 53	36
	2 工程管理	工程管理	14) 実施工程表が提出され、適正に工程の管理を行っている。	38 / 53	37
			15) 工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後10日以内に変更工程表が提出されている。	38 / 53	38
			16) 関連工事との調整を積極的に行っている。	39 / 53	39
Ⅲ 安全管理及び 対外関係	1 安全管理	安全活動	1) 安全衛生協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。	40 / 53	40
			2) 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。	41 / 53	41
			3) 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。	42 / 53	42
			4) 安全巡視・KY活動等を実施し、記録が整備されている。	43 / 53	43
			5) 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。	44 / 53	44
			6) 運搬作業において、各交通関係法令（道路法、道路交通法、車両規制令、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法、ダンブ規制法、貨物自動車運送事業法等）を遵守し、適合した車両を使用し、また、過積載等の防止に十分に取り組んでいる。	45 / 53	45
			7) 工事車両、使用機器、工具等の点検整備がなされ、十分に管理されている。	46 / 53	46
			8) 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。	47 / 53	47
			9) 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	48 / 53	48
			10) 足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	49 / 53	49
			11) 保護具の着用等、現場従事者各自の安全管理に取り組む姿勢は積極的である。	50 / 53	50
			12) 工事現場における保安施設等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。	50 / 53	51
			13) 現場内関係者及び現場周辺の歩行者、一般車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切になされている。	51 / 53	52
	2 関係対外	関係機関等	14) 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。	52 / 53	53
			15) 工事施工にあたり、近隣住民との施工上必要な交渉、工事の施工に關しての苦情対応を適切に行い、記録がある。	53 / 53	54

「施工プロセス」チェックリストの手引

建築・建築設備

明石市の工事において監督員が施工時における各種評価項目を確認するためのチェックリストとして利用し、評価に使用する。チェックリストの記入にあたっての留意事項は以下のとおりである。

- ① 確認項目の選択にあたっては、「施工プロセスチェックリストの手引き」を判断基準とし、該当する項目に指示事項等を入れる。
- ② 評価は、工事着手から完成までの過程で、監督員や主任監督員がどの程度指導、助言や指示を行ったかを確認し実施する。
- ③ 評価にあたっては、客観性や透明性が要求される。したがって、評価に至る経緯を明確にしておく必要がある。そのため、施工プロセスチェックリストに指示事項や日付を記録することで説明できるようにする。
- ④ チェック時期と指示事項の記入に際しては、書類もしくは現場で確認した月日を記入する。
- ⑤ チェックにより適正でない場合は、口頭指示を行う。口頭指示した後に是正されない場合は、文書注意を行う。
- ⑥ チェック欄に必要な応じて適正、口頭指示、文書注意等を記入し、備考欄に指示内容等を記入する。
- ⑦ 各項目で達成度を確認し、工事成績評価に反映する。

I. 施工体制

1. 施工体制一般

○工事実績情報システム(コリンズ)

1)工事実績情報システム(コリンズ)について事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内に登録機関に申請が完了している。(受注契約後、変更契約後、完成時)

<チェックポイント>

書類確認: 受注時(及び訂正時)、変更時及び完成時の登録状況について、登録内容確認書の写しにより登録日、内容が適正に登録されたかを確認する。特に技術者が複数登録されている場合は、契約内容と確認する。

<判断基準>

適 正	「登録内容確認書」により期日内に登録された事が確認できた。
口頭指示	期日内の確認が出来なかったため、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	登録申請忘れがあったため、登録申請を求める指示(文書注意)を行った。
対 象 外	請負金額500万円未満。

<注 意 事 項>

①【コリンズへの登録】:

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

(以下、建築工事標準仕様書という)(1. 1. 4)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備編工事編)

(以下、電気設備工事標準仕様書という)(1. 1. 4)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備編工事編)

(以下、機械設備工事標準仕様書という)(1. 1. 4)

- ・受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録をしなければならない。

受注時: 契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

変更時: 配置技術者の変更又は変更契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

完成時: 工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

※ 契約日、変更日、完成日などの初日は含めない

訂正時: 適宜

~~なお、変更登録は、工期、技術者等の変更が生じた場合に行う。は削除された。~~

- ・登録後は、登録機関発行の「登録内容確認書(工事実績)」を監督職員に提出する。
なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

○施工管理体制

2)現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐をいう。以下同じ。)届けが、速やかに提出され、さらに契約工程表が契約締結後10日以内に提出されている。(受注契約後、変更契約後)

明石市工事請負契約約款第3条、第10条

<チェックポイント>

書類確認:現場代理人及び監理技術者等届けが適正な内容で、さらに、契約工程表が、契約後10日以内に提出されているか確認する。その際、技術者の要件を満たしているか確認する。(建設業法第7条第2号の規定による資格があるか等)
※ 契約日は含めない。

<判断基準>

適 正	適正な書類の提出を、期日内に確認できた。
口頭指示	書類の不備、提出の遅れがあり、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	現場代理人及び監理技術者等が定められていなかったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。又は、資格要件等に問題があったため、適正な技術者の配置を求める指示(文書注意)を行った。
対 象 外	対象外なし。

3)監理技術者等が工事途中及び立会検査等の事前に書類の確認を行っている。
(施工途中、検査の前等)

<チェックポイント>

書類確認:監理技術者等が立会検査等の事前に、現場確認を行い検査等の内容を把握しているかを確認する。

<判断基準>

適 正	測定(試験)等の結果やチェックリスト等を、監理技術者等が確認を行っていることが、工事関係資料等で確認できた。
口頭指示	測定(試験)等の結果やチェックリスト等の作成は行われているが、監理技術者等は確認を行っていなかったため、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	監理技術者等が適正な管理を行っていなかったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対 象 外	対象外なし。

<注 意 事 項>

①【主任技術者及び監理技術者の職務等】:建設業法(第26条の4第1項)

②【管理の実施】

- ・受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- ・監理技術者等は、測定(試験)等の結果をその都度記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

○建設業退職金共済制度

4)「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。

<チェックポイント>

現場確認：掲示確認をする。

書類確認：掲示状況のわかる写真を提出させ確認する。

<判断基準>

適 正	現場及び写真等により工事関係者の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
口頭指示	「建退共」の標識が掲示されていなかったため、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	「建退共」の標識を掲示するよう、指示(文書注意)を行った。
対 象 外	受注者及び下請業者(2次、3次含む)が他の退職金制度に加入しており、契約担当に辞退届けを提出している場合。

<注 意 事 項>

建設業退職金共済制度

①【標識の現場掲示】(法定外掲示物)

- ・ 建退共済制度に加盟している元請業者は、工事現場の工事関係者の見やすい場所に標識を掲げなければならない。

②【公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針】(令和6年12月13日閣議決定)

【工事現場に掲げる標識について】

- ・ 施工体制の把握の徹底に関すること。(第2、5、(5)、ハ)
元請け業者の適切な施工体制の確保のため、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

③ 建設業退職金共済制度への加入条件

1) 加入できる事業主

- ・ 建設業を営むすべての事業主が、建退共済制度に加入して共済契約者となることができる。
- ・ 総合・専門・元請・下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また、建設業許可(大臣・知事)を受けているとしないにかかわらず、加入できる。

2) 対象となる労働者

- ・ 建設業の現場で働く人たちのほとんどすべての人が建退共制度の対象者になることができる。
- ・ 現場で働く大工・左官・鳶・土工・電工・配管工・塗装工・運転工など、その職種のいかんを問わず、また、月給制とか日給制とか、あるいは、工長・班長・世話役などの役付であるかどうかにも関係なく、すべて被共済者となることができる。また、いわゆる一人親方でも、任意組合を利用し、被共済者となることができる。

3) 加入対象とならない労働者

- ・ 事業主、役員報酬を受けている方及び本社等の事務専用社員。
- ・ 中小企業退職金共済(中退共)、清酒製造業退職金共済(清退共)、林業退職金共済(林退共)の各制度に加入している方。

ただし、中退共、清退共、林退共制度に加入している方が、建退共制度に加入することになったときは、これまでの制度で納められた掛金を引き継ぎ、建退共制度に移動することができる。

5)建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。

<チェックポイント>

書類確認：建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、建設業退職金共済証紙の配布を受払簿等により適切に管理していることを確認する。

<判断基準>

適 正	証紙の配布が受け払い簿等により、適切に管理されているのを確認した。
口頭指示	証紙の配布の受け払い簿等の管理に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	証紙の配布の受け払い簿等の管理について、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対 象 外	事前に受注者及び下請業者(2次、3次含む)が他の退職金制度に加入していることが明らかな場合。

<注 意 事 項>

- ①【建設業退職金共済制度】：勤労者退職金共済機構(中小企業退職金共済法)
 - ・建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとし制定された国の制度。
 - ・勤労者退職金共済機構と建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者が被共済者となる。
共済契約者となった事業主が、被共済者である労働者の働いた日数に応じて掛金を納付することにより、その労働者が建設業の中で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金の給付を行う仕組み。
 - ・中小企業退職金共済法に基づき創設され勤労者退職金共済機構が運営。
- ②建設現場ごとに必要な枚数を購入すること。(入札のしおり 第22条 明石市財務室)
建設業退職金共済制度の適正履行の確保について 令和3年3月30日 国不入企第40号
 - ・下請事業主は、『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』により、雇用する対象労働者数を元請事業主に報告すること。
慣用的に用いられてきた、「辞退届」は使用しないこと。
- ③建設業退職金共済制度の普及徹底について(平成11年3月18日建設省経労発第24号)
 - ・5 共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- ④中小企業退職金共済法施行規則
 - ・共済証紙の貼付による掛金の納付等(第86条)
共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、被共済者が提出する共済手帳に掛金の日額にその者を雇用した日数を乗じて得た金額に相当する額の退職金共済証紙をはりつけ、これに消印しなければならない
 - ・電子情報処理組織の使用による掛金の納付等(第86条の2)
 - ・共済手帳及び共済証紙の受払い状況(第90条)
共済契約者は、共済手帳及び共済証紙の受払い状況を明らかにしておかなければならない。

※「受け払い簿等による適切な管理の確認方法について」の運用

共済契約者が、被共済者に賃金を支払うつど、被共済者が提出する共済手帳に掛金の日額にその者を雇用した日数を乗じて得た金額に相当する額の退職金共済証紙をはりつけ、これに消印していることを確認すべきである。

しかし、監督員がこれらをすべて把握し確認することは事実上困難であるため、現場代理人への聞き取り調査にて確認し評価することとする。

○労働保険関係成立票

6) 労災保険関係成立票を工事関係者の見やすい場所に掲示している。

<チェックポイント>

現場確認：標識の掲示状況を確認する。

書類確認：写真により、その掲示状況を確認する。

<判断基準>

適 正	記載内容が、適正で工事関係者の見やすい場所に設置されているのを確認した。
口頭指示	記載内容や設置に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	標識等の設置や記載内容の不備について、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対 象 外	対象外なし。

<注 意 事 項>

①【法令の要旨等の周知】：労働者災害補償保険法施行規則(第49条)

- ・ 労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を、電磁的方法により提供し、又は常時事業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付ける方法によって、労働者に周知させなければならない。

【工事現場に掲げる標識について】：労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(第77条)

- ・ 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票(様式第四号)を見やすい場所に掲げなければならない。

- ・ 標識の仕様 様式第4号【縦長さ25cm 横長さ35cm以上 文字黒 地色白】

1) 保険関係成立年月日

2) 労働保険番号

3) 事業の期間

4) 事業主の住所氏名

5) 注文者の氏名

6) 事業主代理人の氏名 ※(事業主代理人を選任し届出をしていない場合は空欄)

②【目的】：労働者災害補償保険法(第1条)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、労働災害の防止等を目的とする労働福祉事業を行う総合的な保険制度である。

③【適用事業の範囲】：労働者災害補償保険法(第3条)

原則として労働者を使用するすべての事業に適用される。

④【保険関係の成立及び消滅】：労働保険の保険料の徴収等に関する法律(第3条、第5条)

- ・ 適用除外事業を除いた事業は、原則として法律上当然に、いわば自動的に労災保険に加入することとなり、その事業が開始された日、又は適用事業に該当することとなった日に、自動的に労災保険の保険関係が成立する。
- ・ 保険関係が成立している事業が廃止、終了したときは、その翌日に消滅する。

⑤【保険関係の成立の届出等】労働保険の保険料の徴収等に関する法律(第4条の2)

保険関係が成立したときは、その日から10日以内に、事業主は「保険関係成立届」を労働基準監督署長又は公共職業安定所長に提出するよう義務づけられている。

○建設業許可標識

7)建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示している。

<チェックポイント>

現場確認：標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。

書類確認：写真により、その掲示状況を確認する。

<判 断 基 準>

適 正	記載内容が、適正で公衆の見やすい場所に設置されているのを確認した。
口頭指示	記載内容や設置に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	標識等の設置や記載内容の不備について、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対 象 外	対象外なし。

<注 意 事 項>

【標識の掲示】：建設業法(第40条) (工事現場での掲示は元請負人のみ)

建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【工事現場に掲げる標識の記載事項及び寸法】：建設業法施行規則(第25条)

① 標識の記載事項(様式第29号)

- 1)商号又は名称
- 2)代表者の氏名
- 3)主任技術者(監理技術者)の氏名 専任の有無、資格名、資格者証交付番号
- 4)一般建設業又は特定建設業の別
- 5)許可を受けた建設業
- 6)許可番号
- 7)許可年月日

② 標識の寸法 縦長さ25cm以上 横長さ35cm以上 (様式第29号)

○施工体制台帳に関する資料

8) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。
(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

現場確認：提出された施工体制台帳と現場に備え付けの施工体制台帳を照合し、その添付書類を確認する。

書類確認：施工体制台帳と施工体系図の内容が一致しているか確認する。

<判断基準>

適 正	適正な施工体制台帳が提出された。
口頭指示	提出された台帳との相違や記載内容に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	施工体制台帳の作成、提出を求める指示(文書注意)を行った。提出された台帳との相違や記載内容に不備が修正されず、監督員が助言・指導(文書通知)を行った。
対象外	受注者のみの工事。

<注 意 事 項>

- ① 施工体制台帳の作成、提出について確認し、記載、添付すべき事実が生じた時点で、遅滞なく作成すること。
- ② 【施工体制台帳の作成等】：建設業法(第24条の8第1項)
 - ・ 当該建設工事について下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(第15条第1項)

 - ・ 公共工事の場合、下請負契約の金額に関わらず、下請契約がある場合は施工体制台帳を作成しなければならない。変更の場合も同様。
- ③ 【施工体制台帳の記載事項等】：建設業法施行規則 第14条の2、第14条の5
 - ・ 作業員名簿が記載事項に追加された。
- ④ 【施工体制台帳の添付書類】：建設業法施行規則(第14条の2第2項)
 - 1) 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し。(発注者⇄元請負人)
 - 2) 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し。(すべての下請契約)
 - 3) 監理技術者等の資格及び雇用を証する書面。(元請負人のみ)

(健康保険証、監理技術者資格者証の写し等)
 - 4) 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面。
 - 5) 下請業者の暴力団排除に関する「誓約書」(200万円(税込)を超える契約の場合のみ)

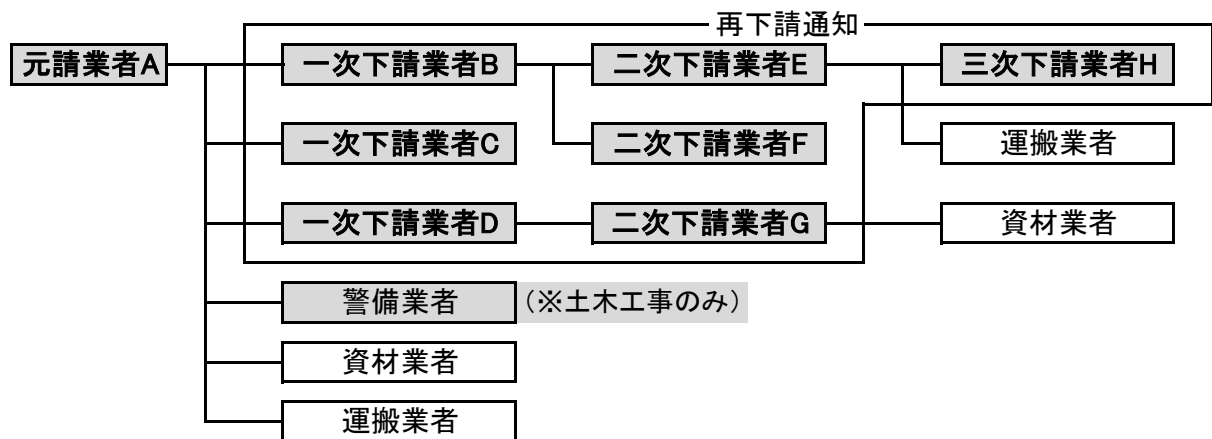
…入札のしおり(第26条第2項)
- ⑤ 【施工体制台帳の提出等】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(第15条第2項、第3項)

 - ・ 公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。
 - ・ 受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(監理技術者等)の設置の状況その他工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

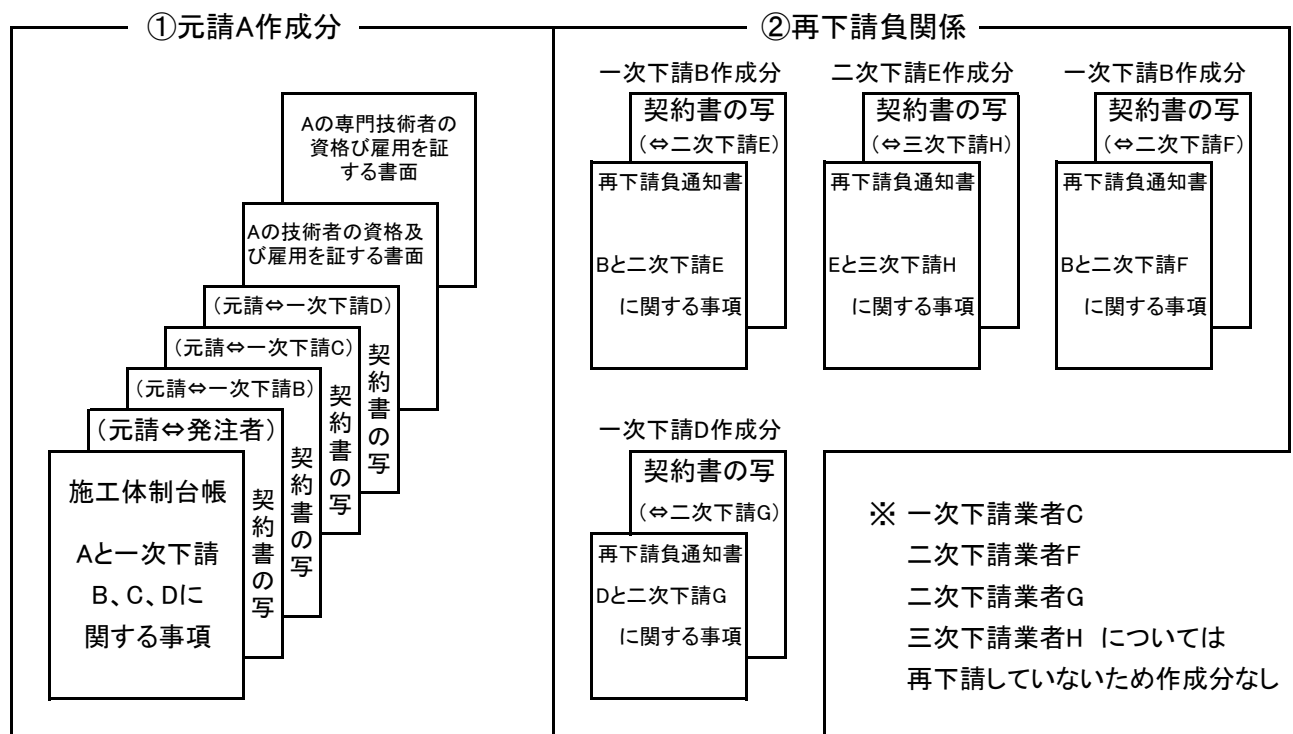
1 施工体制台帳の作成範囲

施工体制台帳を作成しなければならない範囲



2 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
(AとB、AとC、AとD に関するもの)
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類
(BとE、BとF、DとG、EとH に関するもの)
- ◆①と②を併せた全体で施工体制台帳となる



※ 土木工事においては警備業者についても施工体制台帳に含むものとする

暴力団排除に関する「誓約書」は、200万円(税込)を超える契約の工事下請負業者について作成させて原本を提出すること。

＜参考＞ 施工体制台帳記載の下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、『建設工事の請負』契約における全ての下請負人（無許可業者を含む）を指しますので、二次下請以降も記載の対象になります。また、単価契約の場合も、実質的に建設工事の完成を目的として締結されているものであれば、建設業法の規定により建設工事の請負とみなされ、記載の対象となります。

[建設工事に該当すると考えられる業務]

- ①トラッククレーンやコンクリートポンプ車のオペレーター付き契約
（オペレーターが行う行為は、建設工事の完成を目的とする行為と考えられるため）
- ②工事目的物を完成させるための仮設工事や準備工事の施工
（仮設電力設備等の仮設や準備工事であっても建設工事の内容を有するため）

[建設工事に該当しないと考えられる業務]

- ①剪定、除草、草刈、伐採、除雪
- ②保守、点検、消耗部品の交換
- ③建設資材（生コン、ブロック等）の納入
- ④仮設材のリース
- ⑤資機材の運搬（運送）業者（据付等を含まないもの）
- ⑤運搬、残土搬出、埋蔵文化財発掘
- ⑥土地に定着しない動産に係る作業
- ⑦調査、測量、設計

9) 施工体制台帳に下請契約書及び再下請負通知書(二次以降の再下請負業者を含む。)が添付されており、その内容が適正である。(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

現場確認: 施工体制台帳に、二次以降の再下請負通知書が下請負契約書とともに添付されていることを確認する。

書類確認: 施工体制台帳(施工体系図)に添付された再下請負通知書の記載内容について、下請負業者の工事範囲、契約状況を確認する。また、施工体系図と下請負通知書の記載内容が相違ないか確認する。

<判断基準>

適 正	施工体制台帳に二次以降を含む再下請負通知書が添付されており、その添付資料も整理され、施工体系図とも一致し、適正な施工体制台帳が確認できた。
口頭指示	再下請負通知書を施工体制台帳に添付し、監督員に提出を求める指示及び、記載内容・添付資料に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	再下請負通知書を施工体制台帳に添付し、監督員に提出を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	受注者のみの工事。

<注 意 事 項>

①【再下請負通知】: 建設業法(第24条の8第2項)

- ・ 建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- ・ 添付書類: 再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し。

②【再下請負通知書】

- ・ 受注者は、再下請負が生じた場合には、再下請負通知書を取りまとめ、監督員に提出しなければならない。なお、下請負契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたもののに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付したものでなければならない。
- ・ 受注者は、再下請負通知書に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

③明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱(第5条)

明石市暴力団排除条例に基づく誓約書(但し、200万円(税込)を超える契約に限る。)

- ・ 元請業者→入札時に総務局財務室契約担当で確認
- ・ 下請業者→施工体制台帳の添付書類として誓約書(原本)を確認

※社会保険加入に関する下請指導ガイドライン(改訂版)(令和4年4月1日より適用)による
標準見積書の活用: 第2(8)、第3(5)

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険」という。)について、法定福利費を適正に負担しない企業(保険未加入)が存在し、技能労働者の医療、年金など、公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じているところです。

よって、元請負人は専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけ、提出された見積書を尊重して下請負人契約を締結する必要があります。

10) 施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。
(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

現場確認: 施工体系図の掲示状況を確認する。

<判断基準>

適 正	内容が適正で現場及び写真等により工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
口頭指示	施工体系図の掲示や記載内容に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	施工体系図の掲示や記載内容の不備の是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	受注者のみの工事。

<注 意 事 項>

① 施工体系図は、工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

②【施工体系図の掲示等】: 建設業法(第24条の8第4項)

- ・ 当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該現場の見やすい場所に掲げなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(第15条第1項)

- ・ 受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「掲示用」を作成し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」に掲げなければならない。

③【施工体系図の提出等】: 建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書 (1. 1. 5)

- ・ 受注者は、下請け契約を締結した時及び変更が生じた場合は、施工体系図の写しを監督職員に提出しなければならない。

④ 施工体制台帳の作成等について 令和4年12月28日 国不建第466～467号(一)(8))

11) 施工体系図の記載内容が適正で、現場における施工体系と一致している。

<チェックポイント>

現場確認: 作業業者の聞き取りを行い、施工体系図と照合し建設会社名を作業員の作業服やヘルメット等で確認する。

<判断基準>

適 正	現場内作業業者が施工体系図(台帳)に記載されている業者であることを作業服やヘルメット等により確認できた。
口頭指示	施工体系図と現場内作業業者の一致が確認できなかったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	記載以外の技術者が従事しており、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	受注者のみの工事。

<注 意 事 項>

①【施工体系図の記載内容】: 建設業法施行規則第14条の6

② 施工体制台帳の作成等について 令和4年12月28日 国不建第466～467号(一)(8))

- ・ 施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成する。
- ・ 現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる。

<チェックポイント>

現場確認：作業手順等の指示の確認、下請負人への指示事項について、監理技術者等への聞き取り等により下請負人に対して主体的に施工指導が行われているか確認する。また、工程打合せの記録、各管理の記録等で確認する。

<判断基準>

適 正	下請負人への作業手順等の指示がなされており、その主体的な指導監督が確認できる。
口頭指示	下請負人への作業手順等の指示がなされているが、指導監督状況が不明瞭であり、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	下請負人へ指導監督が不十分であり、下請工事の作業内容を把握しておらず、是正を求める指示(文書注意)を行った
対象外	受注者のみの工事。

<注 意 事 項>

① 受注者が下請負人に対して、施工の指導や調整を行っているか確認する。

- ・下請業者との施工調整、指導監督において主体的な役割を果たしているか確認。
⇒ 下請業者からの聞き取り。
- ・完成検査において主体的な役割を果たしているか確認。
⇒ 下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。

②【実質的に関与】

- ・受注者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形管理、品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整及び指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることが実質的関与となる。

参考1 【一括下請負の禁止】:建設業法(第22条)

- ・建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- ・建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
- ・一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されている。

参考2 一括下請負とは

- 1) 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合。
 - 2) 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合であって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している(元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている)と認められないものが該当する。
- ・一括下請負は発注者から直接建設工事を請け負った建設業者の下請工事だけでなく、あらゆる下請工事で禁止されている。(下請間でも一括下請負は禁止)。
 - ・親会社から子会社への下請工事であっても、一括下請負となり得る。
 - ・下請が複数であっても、一括下請負となり得る。

I. 施工体制
2. 配置技術者等
○現場代理人

13) 現場代理人が、現場に常駐している。あるいは携帯電話等で速やかに連絡がとれる体制にあり、支障なく業務をおこなっている。

<チェックポイント>

現場確認：現場代理人の常駐状況を確認する。あるいは現場の運営に支障が無く、かつ、発注者との連絡体制が確保されている場合は、常駐義務の緩和が認められているため、携帯電話等で速やかに連絡がとれ、業務に支障のない体制であるか確認する。

<判断基準>

適 正	現場代理人が、現場に常駐している。あるいは現場代理人に常に連絡がとれる体制等にあり、業務に支障がない。
口頭指示	連絡体制等の不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	現場代理人に連絡がとれないことがあったため、連絡体制等の改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

①【現場代理人の常駐義務】：明石市工事請負契約約款(第10条第2項)

②【現場代理人の常駐義務の緩和】：明石市工事請負契約約款(第10条第3項)

明石市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置等に関する要領

③【作業間の連絡・調整】：労働安全衛生法30条、労働安全衛生規則636条

④【作業場所の巡視】：労働安全衛生法30条、労働安全衛生規則637条

(要旨)

- ・ 現場代理人は契約の履行に関し、現場に常駐し(または、常駐義務の緩和の要件の適用がある場合も連絡体制等の確保が必要)、その運営、取締り等を行わなければならない。さらに、事業者は安衛法及び同規則において元請業者と下請業者や下請業者間の連絡・調整を行うとともに、毎作業日1回以上の作業場所の巡視を行わなければならないため、現場代理人による統括管理のもと連絡や体制等の不備がないかを確認する必要がある。

14)現場代理人が、監督職員への連絡調整、協議等を書面で行っている。

<チェックポイント>

書類確認：監督職員への連絡調整、協議等を書面で行っているか確認する。

※ 書面とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

<判 断 基 準>

適 正	監督職員への連絡調整、協議等を書面で行っている。
口頭指示	監督職員への連絡調整、協議等を書面で行うことに不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	口頭指示に対し、改善されなかったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

- ①【総則】:明石市工事請負契約約款(第1条第5項)
- ②【現場代理人及び主任技術者等】:明石市工事請負契約約款(第10条第1項、第2項)
- ③【履行報告】:明石市工事請負契約約款(第11条)

15) 監理技術者等の要件が資格者証等により確認できた。(契約後)

<チェックポイント>

書類確認: 元請人の監理技術者等の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴等により確認する。

※在籍出向者や派遣社員など直接的な雇用関係を有していない場合や、一つの工事の期間のみの短期雇用など恒常的な雇用関係を有していない場合、監理技術者等として認められない。

<判断基準>

適正	技術者の資格要件が整理され、確認できた。
口頭指示	内容の確認できる書類等に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	資格要件等に問題があったため、適正な技術者の配置を求める指示(文書注意)を行った。あるいは、口頭指示に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【主任技術者及び監理技術者の設置】

・技術者の資格要件 …「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」(令和7年4月版)

- 1) 主任技術者: 建設業法第26条第1項 (国土交通省・近畿地方整備局)
- 2) 監理技術者: 建設業法第26条第2項、施行令第2条

下請負契約額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。(元請業者が対象で下請業者は対象外)

3) 監理技術者補佐: 建設業法第26条第3項第2号

建設業法施行令第29条、国土交通省告示第1057号 令和2年9月30日

監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建技第147号) 一(2)一③

- ・建設工事の種類に応じた1級施工管理技士補であって、主任技術者要件を満たす者。
- ・ただし、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、監理技術者の資格を有する者に限る。

・入札参加時に求めた配置技術者の資格要件を満たす者。

・直接的な雇用関係にあることを以下のいずれかにより確認。

- 1) 監理技術者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴(裏書)
- 2) 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称
- 3) 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

注) 裏書とは、建設業法施行規則17条の35に定める資格者証の記載事項を変更した場合、同規則第17条の36に基づき、指定資格証交付機関に記載事項の変更を届け出なければならない、届けが承認されると裏書きされた部分に財団法人建設技術者センター(通称「CE財団」という。)の刻印がされている。

・恒常的な雇用関係にあることを以下のいずれかにより確認。

- 1) 監理技術者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴(裏書)
- 2) 健康保険被保険者証の交付年月

注) 専任の主任技術者、専任の監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込があった日(指名競争で入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建技第147号) 二一四一(3)

②【監理技術者資格者証及び講習修了証の携帯】: (建設業法第26条第5項、第6項)

監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建技第147号) 四

公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格者証(以下、「資格者証」という。)の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したものの中から、これを選任しなければならない。

当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならないが、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。

また、監理技術者講習修了証(以下、「修了証」という。)についても、発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証の裏面に講習修了履歴ラベルを貼付することとしている。

■資格者証と修了履歴

(表面)

(裏面)

(注)赤囲い部分に講習修了者がラベルを貼る又は(一財)建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

図 監理技術者資格者証の写し

16)配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。(契約後)

<チェックポイント>

書類確認: 配置予定技術者届と現場代理人等通知書等の記載内容等により確認する。

<判断基準>

適正	現場代理人等通知書等に記載された技術者が本人と確認できた。
口頭指示	現場代理人等通知書等に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	現場代理人等通知書等に問題があったため、適正な技術者の配置を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

- ①【各省各庁の長等の責務】: 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(第17条)
- ②【現場代理人及び主任技術者等】: 明石市工事請負契約約款(第10条第1項)

17) 監理技術者等が現場に専任している。(施工中適宜)

<チェックポイント>

現場確認: 監理技術者等の専任状況を確認する。疑義がある場合は現場での把握頻度を増やし、必要に応じ不在の理由等を聞く。

<判断基準>

適 正	監理技術者等の現場の専任を確認した。
口頭指示	現場への専任状況が確認できない為、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	現場への専任状況が再度確認できない為、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	公告文において配置技術者の専任を求めている工事。

<注 意 事 項>

- ① 現場を離れる場合においては、あらかじめ監督員に連絡協議すること。
- ②【主任技術者及び監理技術者の専任】: 建設業法第26条第3項、施行令第27条第1項
公共性のある工作物に関する重要な工事(国、地方公共団体発注等の工事)で工事1件の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上である場合には、工事現場ごとに、元請、下請けを問わず、専任の者でなければならない。
- ③【主任技術者及び監理技術者が兼任できる場合】
「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」(令和7年4月版)(国土交通省・近畿地方整備局) 監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建技第147号) 三一(2)、二一・二一(5)
○建設業法第26条第3項ただし書きにおいてその特例が設けられている。
 - ・ 建設業法第26条第3項第1号(専任特例1号)
一定の要件を満たした場合に、兼務が可能になる。
 - ・ 建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)
監理技術者補佐を当該工事現場に専任で配置した場合に、兼務が可能になる。
 - ・ 兼任できる工事現場数は2以下。(建設業法施行令第30条)○営業所技術者等が現場配置技術者となれる特例: 建設業法第26条の5
 - ・ 「営業所技術者」、「特定営業所技術者」は、一定の要件を満たす場合は、現場配置技術者への兼務が可能となる。
 - ・ 兼任できる工事現場数は1となる。

明石市では、契約金額の多寡に関わらず、工事主管課が必要と認めた場合は工事現場ごとに専任の主任技術者(監理技術者)の配置を求める場合がある。

- ④ 監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建技第147号) 三一(1)ー④
 - ・ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではない。
当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間(1～2日程度)工事現場を離れることについて、適切な施工体制を確保することを前提に発注者等の了解を不要とする。
終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、発注者等の了解が必要となる。
適切な施工ができる体制の確保にあたっては、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。

18) 監理技術者等が施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に施工を管理している。

<チェックポイント>

現場確認：設計内容や現場進捗状況、発注者との協議や打合せの実施状況などの聞き取り等により、受注者の監理技術者等が主体的に実質的に関与しているか確認する。

<判断基準>

適正	設計内容、現場条件、技術的事項など十分に把握され発注者との打合せも主体的に実施している。
口頭指示	設計内容、現場条件、技術的事項など把握状況に不明瞭なところがあったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	設計内容、現場条件、技術的事項など把握状況が不十分であり、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

- ① 施工計画の作成及び工程管理において主体的な役割を果たしているか確認。
⇒ 施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
⇒ 施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
- ②【主任技術者及び監理技術者の職務等】：建設業法(第26条の4)
施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督。
- ③【監理技術者等の職務】
監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建技第147号) ニー三
 - ・ 施工担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督する総合的な役割。
 - ・ 特例監理技術者は、職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、職務が適正に実施できるよう監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。
 - ・ 監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐する。

○専門技術者の配置

19)必要な専門技術者を選任し、配置している。(施工計画時、施工中適宜)

<チェックポイント>

現場確認：当該工事に「一式工事」以外の工種を含む場合や附帯工事が行われる場合、これら専門工事の管理を行うことができる技術者が現場に配置されているかどうかを現場で確認する。

書類確認：当該工事に「一式工事」以外の工種を含む場合や附帯工事が行われる場合、これら専門工事の管理を行うことができる技術者が現場に配置されているかどうかを施工計画書(技術検定合格証明書等の添付)で確認する。

<判断基準>

適正	専門技術者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
口頭指示	選任漏れや現場への配置に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	選任や配置状況が悪かったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	選任が必要ない場合。

<注意事項>

【主任技術者及び監理技術者の設置等】：建設業法(第26条の2)

- ① 土木一式工事、建築一式工事の中に他の専門工事または附帯工事(両方の工事とも500万円以下を除く)が含まれているときは、一式工事の技術者とは別に、その専門工事について主任技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術管理をさせなければならない。

(専門工事とは)

建設業許可区分29業種のうち、土木一式工事、建築一式工事を除いた工事を指す。
例えば、建築住宅建築工事を施工する場合の大工工事、屋根工事、内装仕上工事
電気工事、管工事など

(附帯工事とは)

主たる専門工事の施工により必要が生じた他の専門工事を指す。
例えば：建築物の電気配線の改修に伴い、必要が生じた内装仕上げ工事など

- ② 土木・建築一式工事を受注し、その中で併せて専門工事または附帯工事を施工する受注者は、下記のいずれかを選ばなければならない。

- 1) 一式工事の監理技術者、主任技術者がその専門工事または附帯工事についての主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる。
- 2) 一式工事の監理技術者、主任技術者とは別に、同じ会社の中でその専門工事または附帯工事についての主任技術者の資格を持っている者を専門技術者とする。
- 3) その専門工事または附帯工事について建設業の許可を受けている専門工事業業者に下請する。

- ③【現場代理人及び主任技術者等】：明石市工事請負契約約款(第10条第5項)

現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる

【特定専門工事における主任技術者の配置】

建設業法(第26条の3)、建設業法施行令(第31条)

特定専門工事の元請負人が置く主任技術者が、当該下請負人の配置しなければならない主任技術者が行うべき職務を行う場合においては、その下請負人に係る建設工事につき主任技術者を置くことを省略できる。ただし、特定専門工事にかかる下請総額が4,500万円未満の工事に限る。

特定専門工事：・コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事 ・鉄筋工事

○作業主任者の選任

20) 作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工中適宜)

<チェックポイント>

現場確認: 作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業員に周知され当該作業に従事する労働者の指揮等を行っているか確認する。

書類確認: 労働安全衛生法施行令第6条により定められている作業主任者を選任すべき作業において、資格を有する者のうちから選任し施工計画書に、作業主任者の記載、資格等の添付がなされているか確認する。

<判断基準>

適 正	作業主任者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
口頭指示	選任漏れや現場への配置に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	選任や配置状況が悪かったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	選任が必要ない場合。

<注 意 事 項>

①【作業主任者の選任を必要とする主な作業】: 労働安全衛生規則(第16条、17条)

- 1) 「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」: 技能講習を終了した者
高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業。
…労働安全衛生規則(第517条の17)
- 2) 「コンクリート破砕器作業主任者」: 技能講習を終了した者
コンクリート破砕器を使用する作業。 …労働安全衛生規則(第321条の3)
- 3) 「足場の組立て等作業主任者」: 技能講習を終了した者
つり足場、張り出し足場、高さ5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業。
…労働安全衛生規則(第565条)
- 4) 「地山の掘削作業主任者」: 技能講習を終了した者
掘削の高さが2m以上となる地山の掘削作業。 …労働安全衛生規則(第359条)
- 5) 「土止め支保工作業主任者」: 技能講習を終了した者
土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業。
…労働安全衛生規則(第374条)
- 6) 「採石のための掘削作業主任者」: 技能講習を終了した者
掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削作業。
…労働安全衛生規則(第403条)
- 7) 「型わく支保工の組立て等の作業主任者」: 技能講習を終了した者
型わく支保工の組立て又は解体の作業。 …労働安全衛生規則(第246条)
- 8) 「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」: 技能講習を終了した者
建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成される5m以上の物の組立て、解体又は変更の作業。 …労働安全衛生規則(第517条の4)
- 9) 「鋼橋架設等作業主任者」: 技能講習を終了した者
橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成される5m以上又は上部構造の支間が30m以上である物の架設、解体又は変更の作業。
…労働安全衛生規則(第517条の8)
- 10) 「コンクリート橋架設等作業主任者」: 技能講習を終了した者
橋梁の上部構造であって、コンクリート造で5m以上又は上部構造の支間が30m以上である物の架設、解体又は変更の作業。
…労働安全衛生規則(第517条の22)

- 11)「木造建築物の組立て等作業主任者」:技能講習を終了した者
軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業。
…労働安全衛生規則(第517条の12)
- 12)「ずい道等の掘削等作業主任者」:技能講習を終了した者
掘削、ずり積み、支保工の組立て、ロックボルト取付け、コンクリート吹付けの作業等。
…労働安全衛生規則(第383条の2)
- 13)「ずい道等の覆工作業主任者」:技能講習を終了した者
ずい道型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリート打設の作業。
…労働安全衛生規則(第383条の4)
- 14)「ガス溶接作業主任者」:ガス溶接作業主任者免許を受けた者
アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱作業。
◎建設現場で使用するアセチレンボンベは溶解アセチレンであるので、適用外
…労働安全衛生規則(第314条)、…労働安全衛生法施行令(第1条)
- 15)「酸素欠乏危険作業主任者」
または「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」:技能講習を終了した者
酸素欠乏症のみが発生するおそれのある作業(第一種)、
または酸素欠乏症及び硫化水素中毒が発生するおそれのある作業(第二種)。
…酸素欠乏症等防止規則(第11条)
- 16)「有機溶剤作業主任者」:技能講習を終了した者
屋内作業場、タンク等では有機溶剤及び有機溶剤の含有率が重量で5%をこえるものを取り扱う業務。
…有機溶剤中毒予防規則(第19条)
- 17)「高圧室内作業主任者」:高圧室内作業主任者免許を受けた者
高圧室内作業。(潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業)
…高気圧作業安全衛生規則(第10条)
- 18)「特定化学物資等作業主任者」:技能講習を終了した者
特定化学物資等を製造し、又は取り扱う作業。
…特定化学物質障害予防規則(第27条)
- 19)「石綿作業主任者」:技能講習を終了した者
石綿等を取り扱う作業。
…石綿障害予防規則(第19条)

②【作業主任者の職務】:労働安全衛生法第14条、同施行令第6条、同施行規則第16条

- 1) 作業方法の決定、作業員の配置、作業の直接指揮。
 - 2) 材料の欠点の有無、器具、工具の点検及び不良品の排除。
 - 3) 作業中、安全帯等及び防護帽の使用状況を監視すること。
 - 4) 取り扱う機械及び安全装置に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置をとること。
- ※上記記載の職務は、一般的なものであり個々については関係条文を参照のこと。

③【施工の安全管理】

・受注者は、安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選定し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にするとともに、作業主任者一覧表を施工計画書に記載しなければならない。

④【作業主任者の氏名等の周知】労働安全衛生規則(第18条)

・作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

○監理技術者等の能力

21) 監理技術者等が施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工中適宜)

<チェックポイント>

書類確認: 工事関係書類(施工計画書、工事打合せ簿、図面等)により創意工夫又は提案が事前に記載されてあるか確認する。

現場確認 実施状況報告書等により施工等により反映されているか確認する。

<判断基準>

適 正	工事関係書類により、創意工夫又は提案が確認された。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

- ①【基本理念】: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(第3条第5項・第11項)
- ②【工法等の提案】: 建築工事標準仕様書(1. 5. 9)
 - : 電気設備工事標準仕様書(1. 5. 7)
 - : 機械設備工事標準仕様書(1. 5. 9)
- ③ 些細な工夫ではあるが現場に適用し非常に役立つ軽微な工夫も評価する。
- ④ 創意工夫キーワード
 - ・施工性、品質、安全性、作業環境等
 - ・準備及び後片付け関係、施工関係、品質関係、安全衛生関係、施工管理関係等

22) 書類及び資料が法令、仕様書及び工事成績表等に基づき適切に作成、整理されている。

<チェックポイント>

書類確認: 施工計画書、工事打合せ簿、図面等の書類が適切に作成、整理されており、監督員の求めに、即座に対応できていることを確認する。

※工事成績表等とは、工事成績表、評定運用基準表、施工プロセスチェックリスト、施工プロセスチェックリストの手引き、工事検査実施要領をいう。

<判断基準>

適 正	施工計画書、工事打合せ簿、図面等の書類が適切に作成、整理されていることを確認した。
口頭指示	施工計画書、工事打合せ簿、図面等の書類の作成、整理に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	施工計画書、工事打合せ簿、図面等の書類が無く、現場業務に支障を与えたため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

- ①【監督員の立会い及び工事記録の整備等】: 明石市工事請負契約約款(第14条第3項)
- ②【工事の記録】: 建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 2. 4)
- ③ 書類のポイントが文言、図面、写真等で説明され、第三者が見ても分かりやすく作成されている。
- ④ 一覧表・インデックス等が付けられ、第三者が見ても分かりやすく整理されている。

23) 監理技術者等が施工体制、施工状況を把握し、元請業者の現場職員、下請負業者をよく指導している。(施工中適宜)

<チェックポイント>

現場確認: 監理技術者等が、元請業者の現場職員、下請業者の作業内容等を把握できおり、指導が行き届いているか確認する。

<判断基準>

適 正	元請業者の現場職員や下請業者の作業内容等を把握できおり、指導が行き届いている。
口頭指示	現場作業の把握が十分でなく、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	下請作業等を十分把握できてなく、監督員との打合せや、現場作業等に支障を与えたため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

①【主任技術者及び監理技術者の職務等】: 建設業法(第26条の4第1項)

Ⅱ. 施工状況

1. 施工管理

○設計図書の照査等

1) 契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。
(着手前、施工中適宜)

<チェックポイント>

書類確認: 設計図書の照査の実施を受注者自ら実施した事を確認する。

<判断基準>

適 正	設計図書の照査を実施した事が確認できた。
口頭指示	設計図書の照査を実施した事に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	設計図書の照査を実施した事が確認できなかったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【条件変更等】: 明石市工事請負契約約款(第18条)

・受注者は、工事の施工に当たり、次の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- 2) 設計図書に誤謬(まちがい)又は脱漏(あるはずのものが抜け落ちること)があること。
- 3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- 4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

②【設計図書の優先順位】: 建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 1. 1)

【疑義に対する協議等】: 建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 1. 8)

2) 照査の結果、相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工中適宜)

<チェックポイント>

書類確認: 工事関係書類(施工計画書、工事打合せ簿、図面等)をもとに確認する。

<判断基準>

適 正	確認できる資料が速やかに提出され、監督員の確認を受けた。
口頭指示	確認できる資料に不備があったため、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	確認できる資料が提出されなかったため、提出を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	現場との相違事実がない場合。

<注意事項>

①【条件変更等】: 明石市工事請負契約約款(第18条)

②【書面により通知】: 明石市工事請負契約約款(第1条第5項)

③【疑義に対する協議等】: 建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 1. 8)

○施工計画書

3) 施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書が提出されている。(着手前、変更時)

<チェックポイント>

書類確認: 設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書が施工に先立ち提出されたか確認する。また、工期の変更、重要な工事の内容変更等があった際に、変更の施工計画書が提出されたか確認する。

<判断基準>

適 正	適切な内容が記載され、かつ施工(変更を含む)される前に提出された。
口頭指示	内容、提出時期に問題があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	施工前(再提出期限も同じ)に提出されなかったため、提出を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

- ①【施工計画書】: 建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 2. 2)
- ②【提出時期】総合施工計画書、及び各工種毎の施工計画書について確認する。
 - ・ 施工前に全て提出されたか。
 - ・ 施工までに監督員が十分確認できる提出時期であったか。
 - ・ 工種別施工計画書について省略することについて承諾を行ったか。
- ③【提出内容】
 - ・ 各工事監理指針の「施工計画書の記載事項」を参考に内容を確認する。
 - ・ 品質計画では、特に使用材料の種類・数量・施工数量の確認方法等が記載されているか。
 - ・ 品質計画に係る部分については、監督員が承諾を行ったか。

4) 施工計画書において記載内容と現場施工方法が一致している。

<チェックポイント>

現場確認: 施工計画書に記載された作業フロー、使用機械、仮設計画等と、現場施工方法が一致しているか、必要事項の記載、書類の添付状況により確認する。

<判断基準>

適 正	記載内容と現場施工方法が一致していることが、確認された。
口頭指示	記載内容または現場施工方法に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	記載内容または現場施工方法に不備があったため、是正を求める指示(文書指示)を行った。
対象外	対象外なし

<注 意 事 項>

- ①【施工計画書】: 建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 2. 2)
- ②【施工】: 建築工事標準仕様書(1. 5. 1(1))
 - : 電気設備工事・機械設備工事標準仕様書(1. 5. 1)

5) 施工に先立ち、施工図等が提出されている。

<チェックポイント>

書類確認：特記、標準仕様書、監督員との打合せで要求されている施工図等が検討されて作成され、かつ、各工種・工程に配慮し遅延なくすべて提出されているか確認する。施工詳細図の必要性についても確認する。

<判断基準>

適 正	適切な内容が記載され、かつ施工(変更を含む)される前に提出された。
口頭指示	内容、提出時期に問題があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	施工前(再提出期限も同じ)に提出されなかったため、提出を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

- ① 作成された施工図等について、設計図書と相違がないか確認するとともに、設計図の通りに施工した場合に、工事完成後の建物等の維持管理、利用者の安全性・利便性に関して問題が残らないように、十分検討して施工図等の承諾を行う必要がある
- ② 【施工図等】：建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 2. 3)
- ③ 【施工】建築工事標準仕様書(1. 5. 1(1))
電気設備工事・機械設備工事標準仕様書(1. 5. 1)

○施工管理(工事材料管理・出来形管理・品質管理)

6) 工事材料に関する資料が整備され、監督員に事前に確認または承諾された材料を適切に管理している。

＜チェックポイント＞

現場確認：現場での製品等の保管状況及び適切な材料等を使用しているか確認する。

書類確認：工事に使用する材料の品質を証明する資料を確認する。

＜判断基準＞

適 正	工事材料に関する資料が整理され、また、事前に確認または承諾された工事材料の品質が保たれ適切な管理とその使用が確認された。
口頭指示	使用、管理状況等に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	材料等のチェックや保管管理状況に問題があったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

＜注 意 事 項＞

- ① 材料納入時には確認を行い、不良製品等の搬入防止に努めること。
- ② 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。：標準仕様書(1. 4. 2)
- ③ 建築工事標準仕様書(1. 4. 2 (2))
・ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合は省略できる。
- ④ 電気設備工事標準仕様書(1. 4. 2 (2))
・ただし、設計図書においてJISによると指定された材料で、JISマーク表示のあるものを使用する場合は省略できる。
- ⑤ 機械設備工事標準仕様書((1. 4. 2 (3))
・ただし、設計図書においてJIS、JAS又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された材料で、JISマーク、JAS又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合は省略できる。
- ⑥ 【工事材料の品質及び検査(確認を含む)】
・受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書及び保証書を受注者の責任において整備、保管し、監督員からの請求があった場合は、速やかに提示するとともに、完成時に提出しなければならない。

7)品質確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。

<チェックポイント>

書類確認：施工計画書における品質管理計画の項目で品質確保のための対策又は独自の工夫等が明記されているか、実施状況写真などと共に確認する。

<判断基準>

適 正	工事関係資料等により、品質確保のための対策など施工に関する工夫や、実施状況写真等が、書面にて確認された。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

①【基本理念】：公共工事の品質確保の促進に関する法律（第3条第5項、第11項）

8)現場内での整理整頓及び施工区域周辺の清掃等が日常的に行われている。

<チェックポイント>

現場確認：現場内での整理整頓及び施工区域の清掃等が日常的に行われているか確認する。

<判断基準>

適 正	現場内での整理整頓及び施工区域の清掃等が日常的に行われているか確認できた。
口頭指示	現場内に整理整頓及び施工区域の清掃等されていない場所があったので、監督員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	現場内に整理整頓及び施工区域の清掃等がされていないために、安全通路等確保されず、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

①【施工中の環境保全等】：建築工事標準仕様書（1. 3. 10）
：電気設備工事・機械設備工事標準仕様書（1. 3. 8）

○検査(確認を含む)及び立会等の調整

9)監督員の立会いにあたって予め立会いの請求をしている。

<チェックポイント>

書類確認: 立会いの請求が、適切な時期に行われたか確認する。

<判断基準>

適 正	事前に立会いの請求が行われ、監督員による立会いの実施等が適切に行われた。
口頭指示	事前の立会いの請求に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	事前の立会いの請求がされなかったため、監督員による立会いによる検査(確認を含む。)ができず、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	立会のない場合。

<注 意 事 項>

- ① 監督員の「施工状況立会い」等については、公共施設の品質確保と耐久性の向上を目指した施工管理を行う上で、非常に重要である。
- ② 【工事材料の品質及び検査等】: 明石市工事請負契約約款(第13条)
 - ・ 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
 - ・ 監督員は、受注者から前項の検査の請求をされたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- ③ 【監督員の立会及び工事記録の整備等】: 明石市工事請負契約約款(第14条)
 - ・ 受注者は、設計図書において監督員の立会の上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会を受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
 - ・ 受注者は、設計図書において監督員の立会の上施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。
 - ・ 監督員は、受注者から前2項の立会又は見本検査の請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

10)一工程の施工の確認及び報告の時期及び内容が、適切である。

<チェックポイント>

書類確認：一工程の施工の確認及び報告の時期及び内容が、適切であることを確認する。

<判 断 基 準>

適 正	一工程の確認及び報告が概ね1週間前にあり、監督員による検査の実施等が適切に行われた。
口頭指示	一工程の確認及び報告に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	一工程の確認及び報告に不備があり、監督員の検査が適切に行われなかったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	一工程の確認及び報告を行う必要のない工事。

<注 意 事 項>

①【一工程の確認及び報告】:建築工事標準仕様書(1. 5. 4)

電気設備工事標準仕様書(1. 5. 2)

機械設備工事標準仕様書(1. 5. 3)

- ・ 一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。
なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

○建設副産物及び建設廃棄物

11) 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。

<チェックポイント>

現場確認: 現場立会により、処分状況を確認する。

書類確認: マニフェスト及び産業廃棄物処理委託契約書、処理状況写真等について確認する。
マニフェストの「車種」と実処分重量及び過積載について、伝票等で確認する。

<判断基準>

適 正	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されたことが確認された。
口頭指示	確認資料に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	処理方法、確認資料等に問題があったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	産業廃棄物が発生しない場合。

<注 意 事 項>

①【産業廃棄物管理票】: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・(法第12条第5項、法第12条の2第5項)

建設廃棄物の処理を委託する場合は、排出事業者(元請業者)が収集運搬、処分についてそれぞれの許可を受けた業者に委託をする必要がある。

- ・(法第12条の3)産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用義務

排出事業者が産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する際に、管理票(マニフェスト)に産業廃棄物の種類、数量、委託先などの必要事項を記入して、委託業者(収集運搬業者及び処分業者)に交付し、処理終了後に委託業者(収集運搬業者又は処分業者)から管理票(マニフェスト)の写しを受け取ることにより、産業廃棄物の処理状況の委託に係る産業廃棄物の流れを確認するものとして、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用が義務付けられている。

マニフェストによる廃棄物の管理 (規則第8条の21～の26)

A 票: 排出事業者の控え

B1票: 運搬業者の控え

B2票: 運搬終了後10日以内に、運搬業者から排出業者に返送され、運搬終了を確認

C1票: 処分業者の保存用

C2票: 処分終了後10日以内に、処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認

D 票: 処分終了後10日以内に、処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認

E 票: 最終処分確認後10日以内に、処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、産業廃棄物管理票(マニフェスト)D票、E票の写しを監督員に提示しなければならない。ただし、E票の写しについては、提示が工事完成後となってもやむを得ない。

② 排出業者の義務

- ・基準を満たした処理委託を行う義務(法第12条第6項、第12条の2第6項 令第6条の2、第6条の6)

1) 委託する業者とは直接、書面で契約を結び、契約終了日から5年間保存する。

2) 委託する業者が都道府県知事等の許可を受けていること。

3) 委託する内容が業者の許可内容とあっていること。

4) 特別管理産業廃棄物を委託する場合は、あらかじめ、委託業者に種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。

- ・マニフェストの保存義務(法第12条の3第2項・第6項、規則第8条の21の2・第8条の26)
 - 1) 委託収集運搬:A票、B2票、D票、E票を5年間保存する義務がある。
 - 自社収集運搬:A票、B1票、B2票、C2票、D票、E票を5年間保存する義務がある。
- ・マニフェストの確認義務(法第12条の3第8項、規則第8条の28)
 - 返送されてくるマニフェストで、産業廃棄物が正しく処理されているか確認する義務がある。
 - B2票、D票がマニフェスト交付より90日以内、E票が180日以内。

《確認項目》

- ・建設廃棄物処理計画書及び変更処理計画書ならびに処理完了報告書
- ・処理委託契約書(収集運搬・処分・変更契約書等)
- ・収集運搬、処分地等の各許可証(写し)
- ・マニフェストの整理確認(交付状況総括表、計量伝票等)
- ・「建設資材廃棄物引渡完了報告書」

(提出先: 明石市市民生活局環境室産業廃棄物対策課)

「明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」第17条

<参考>

① 産業廃棄物に関する参考図

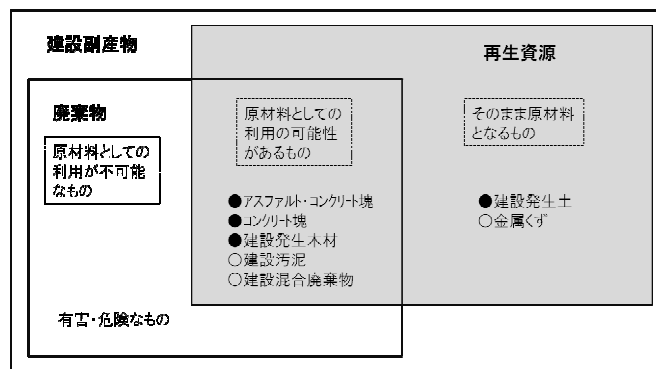


図 建設副産物と廃棄物の関係図

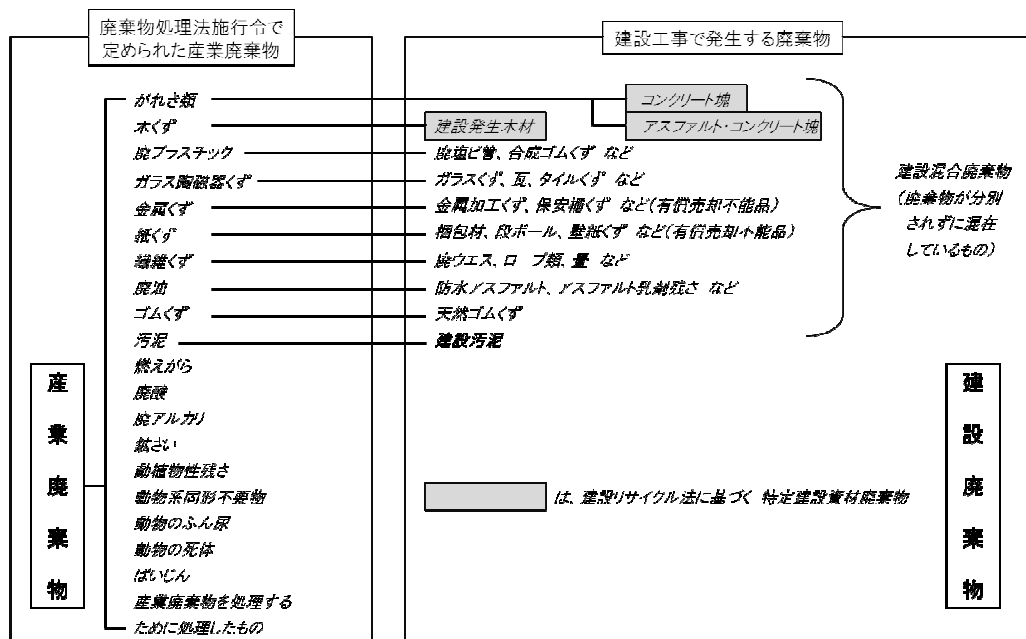


図 建設廃棄物の廃棄物処理法上の位置づけ

② 電子マニフェストについて

- 電子マニフェスト制度はマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬事業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み。
- 情報処理センターは廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが全国で一つの「情報処理センター」と指定され、電子マニフェストの運営を行っている。
- 電子マニフェストを利用する場合は排出事業者、委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要がある。
- 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センターHPアドレス
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml>

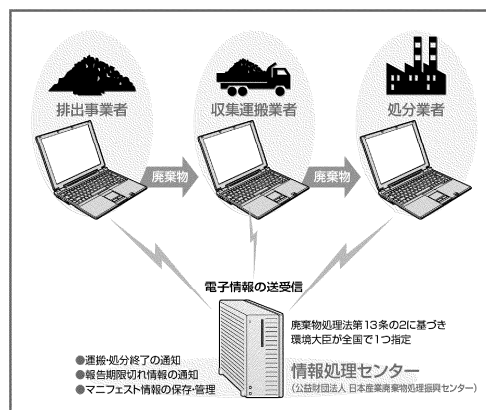


図 電子マニフェストの仕組み

表 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
		※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない（以下同様）	
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	1.運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 2.処分終了報告：D票とA票を照合して確認 3.最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
		マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	1.交付したマニフェストA票を5年間保存 2.収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	処分業者より送付されたC2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者へ送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	C1票を5年間保存

表 電子マニフェスト出力例（照会結果一覧表）

電子マニフェストシステム（JWNET） 照会結果（一覧表）



No	マニフェスト番号		連絡番号1		排出事業者（加入者番号 名称）		処分業者（加入者番号 許可番号 名称）	
	登録の状態		連絡番号2		引渡し日		引渡し担当者	
	引渡し日		連絡番号3		排出事業場（名称）		処分事業場（名称）	
	廃棄物の種類（分類コード）		排出事業場所在地		処分事業場所在地		受入量	
	大分類名称		数量		数量の確定者		処分方法	
	数量		荷姿		運搬先事業場の名称		運搬量	
	区間		収集運搬業者（加入者番号 許可番号 名称）		運搬先事業場の所在地		有価物拾集量	
							運搬方法	
							運搬終了日	
1	7000941191		登録		1502085 株式会社 JW建設		3500256 123456 株式会社 JW産業	
	2013/01/21		2013/01/21		麹町002 東京都千代田区二番町0-0-0		JW産業（処理センター） 栃木県那須塩原市青木0-0-0	
	5010000 燃え殻						2013/01/22（最終）	
	特定産業廃棄物						2013/01/22	
	5.000 kg		フレコンバック		5.000 kg			
	1		2500568 123456 株式会社 JW運送		JW産業（処理センター） 栃木県那須塩原市青木0-0-0			
2	7000943744		登録		1502085 株式会社 JW建設		3500256 123456 株式会社 JW産業	
	2013/01/29		2013/01/29		麹町333 東京都千代田区二番町322		JW産業（処理センター） 栃木県那須塩原市青木0-0-0	
	0811000 伐採材・伐根材							
	木くず							
	0.200 m3		袋		0.200 m3			
	1		2500568 123456 株式会社 JW運送		JW産業（処理センター） 栃木県那須塩原市青木0-0-0			
3	7000943755		登録		1502085 株式会社 JW建設		3500256 123456 株式会社 JW産業	
	2013/01/29		2013/01/29		人形町事業場 東京都中央区日本橋堀留町0-0-0		JW産業（処理センター） 栃木県那須塩原市青木0-0-0	
	2000000 建設混合廃棄物							
	建設混合廃棄物							
	5.000 t		フレコンバック		5.000 t			
	1		2500568 123456 株式会社 JW運送		JW産業（処理センター） 栃木県那須塩原市青木0-0-0			
4	7000943766		登録		1502085 株式会社 JW建設		3500256 123456 株式会社 JW産業	
	2013/01/29		2013/01/29		麹町333 東京都千代田区二番町322		JW産業（処理センター） 栃木県那須塩原市青木0-0-0	
	0700000 紙くず						2013/02/02（最終）	
	紙くず						2013/02/02	
	0.200 m3		袋		0.200 m3			
	1		2500568 123456 株式会社 JW運送		JW産業（処理センター） 栃木県那須塩原市青木0-0-0			
							2013/02/11	

1 / 1

印刷日時 2013/02/19 17:59:52

表 電子マニフェスト出力例（受渡確認表）

電子マニフェストシステム（JWNET） 受渡確認票



マニフェスト番号	70000883206	登録の状態	登録	引渡し日	2011/01/20	引渡し担当者	排出ジロウ
排出事業者	氏名または名称 株式会社 JWNET	連絡番号1	hoshino	連絡番号2		連絡番号3	
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2002/8/4	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	1500000	電話番号	
業種	0800000 木くず	数量	3,000 m3	精度数量	3,000 m3	数量の確定者	処分業者
有害物質		荷姿	フレコンバック				
廃棄物の名称							
中間処理	電子/紙 マニフェスト番号/交付番号						
産業廃棄物							
最終処分場所（予定）	所在地（名称 [電話番号]） 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者（区間）	氏名又は名称 株式会社 JWNET運送	連絡先の事業場	名称 テスト処分事業場	所在地	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	電話番号	03-3668-6513
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	2500000	許可番号	123456
備考		運搬方法		運搬量		運搬担当者	運搬 太郎
		有価物拾集量		運搬終了日			2011/01/20
処分業者	氏名又は名称 株式会社 JWNET処理センター	処分事業場	名称 テスト処分事業場	所在地	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	電話番号	03-3668-6513
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	報告区分	処分(中間)・最終	処分終了日	2011/02/01	廃棄物受領日	
備考				処分担当者		処分 太郎	
				受入量		3,000 m3	
最終処分の場所（実績）	所在地（名称 [電話番号]） 〒103-0014 東京都中央区日本橋堀留町(最終処分場Z)			最終処分終了日		2011/02/10	
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

印刷日時 2012/01/16 13:28:54

12)再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(以下:両計画書)を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。さらに、工事完了後には速やかに再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書(以下:両実施書)を提出した。(施工中適宜、完成時)

<チェックポイント>

書類確認 両計画書及び両実施書の記載内容や作成状況及び提出状況等について確認をする。

<判断基準>

適正	両計画書が適正に作成され、施工計画書に含め提出された。完成時には両実施書が適正に作成され、完成図書としてCD-R等でデータとともに提出された。
口頭指示	記載内容・提出状況等に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	両計画書及び両実施書の提出を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	省令等の適用外の場合。

<注意事項>

- 【再生資源利用計画の作成等】 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令(第9条)
- 【再生資源利用計画の記録等】 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令(第9条5項)
建設工事業業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。
- 【再生資源利用促進計画作成等】 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(第8条)
- 【再生資源利用促進計画の記録等】 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(第8条9項)
建設工事業業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用促進計画の実施状況を記録するものとする。

① 省令に基づく提出に係る一定規模以上の工事とは、

搬出する場合は、建設発生土1,000m³以上、アスファルト・コンクリート塊200t以上などを行い、また、搬入する場合は、土砂1,000m³以上、500t以上の砕石などの場合をいう。
これらに該当する場合は所定の様式に基づき作成しなければならない。
なお、「兵庫県建設リサイクルガイドライン」を準用する場合は対象となる工事規模が変わるので注意が必要。

② 「兵庫県建設リサイクルガイドライン」を準用する場合

特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、床面積の合計が500m²以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が1億円(税込み)以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成する。

○建設機械類の確認

13) 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。(施工中1回程度)

<チェックポイント>

現場確認：建設機械の使用状況を認定シール等で確認する。

書類確認：建設機械の使用状況を、認定シールが把握できる写真の提出により確認する。

<判断基準>

適 正	指定建設機械が、仕様書に従い適正に使用されていることが確認された。
口頭指示	指定建設機械の使用が確認できなかったため、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	指定建設機械以外の使用があったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	低騒音、低振動及び排ガス対策型の建設機械の使用が義務付けられていない工事又は使用しない事について監督員の承諾を得た工事。

①【施工中の環境保全等】: 建築工事標準仕様書(1. 3. 10)

: 電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 3. 8)



低騒音



低振動



排ガス
車両系建設機械
(バックホウ・ブルドーザ等)



排ガス
可搬式建設機械
(発動発電機・空気圧縮機)

図 各種指定機械の表示ラベル

Ⅱ. 施工状況

2. 工程管理

○工程管理

14) 実施工程表が提出され、適正に工程の管理を行っている。(着手前、施工中適宜)

<チェックポイント>

現場確認: 施工前に実施工程表が提出されているかどうか。また、工事の履行状況を実施工程表等により確認する。

<判断基準>

適 正	実施工程表等により、適正な工程管理を行っている。
口頭指示	適正な工程管理が行われておらず、監督職員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	工程管理に問題があったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

①【実施工程表】: 建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 2. 1)

- 1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- 2) 実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。
- 3) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、監督職員の承諾を受ける。
- 4) 監督職員の指示を受けた場合は、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を提出する。

② 受注者には、無理のない工程計画を立案し、定期的に進捗状況を把握するように指導すること。

③ 工期、工種の変更・追加時は、適宜工程を見直しをする。

15) 工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後10日以内に変更工程表が提出されている。

明石市工事請負契約約款第3条・第18条

<チェックポイント>

現場確認: 工期や内容変更がある場合、現場において主任技術者(監理技術者)により説明を受け確認する。

書類確認: 現場条件の変化に伴う施工計画、工程変更等に対し、適正に対応しているか書面にて確認し、変更契約後10日以内(変更日を含めない)に変更工程表が提出されている。

<判断基準>

適 正	工期及び、内容変更が適切に対応されており、日常的に把握している。
口頭指示	変更に伴う調整や報告に不備があり、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	変更に伴う調整や報告に問題があったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	変更がない場合。

16) 関連工事との調整を積極的に行っている。

<チェックポイント>

現場確認：現場で関連工事に関する質問等を行い、関連工事との調整をしているか確認する。

分離発注等による出会い丁場的な、他工事との納まりについて、監督員と元請業者との協議を踏まえた協力体制となっていたか。

<判断基準>

適 正	関連工事との調整を積極的に行っている。
口頭指示	関連工事との積極的な調整を行うように監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	関連工事の調整に関して問題があったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	関連工事のない場合。

<注 意 事 項>

- ①【関連工事】：分離発注等により、同一区域内及び隣接区域において他業者が行う工事
- ②【関連工事の調整】：明石市工事請負契約約款(第2条)
- ③【関連工事等の調整】：建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書(1. 1. 7)

Ⅲ. 安全管理及び対外関係

1. 安全管理

○安全活動

1) 安全衛生協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。

<チェックポイント>

書類確認：安全衛生協議会の設置状況、開催状況及び安全衛生責任者等の参加状況を工事関係資料等により確認する。

<判断基準>

適正	安全衛生協議会を設置し、1回／月以上開催している記録を確認できた。
口頭指示	安全衛生協議会を設置しているが、開催している記録が確認されず、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	安全衛生協議会を設置していない、または設置しているが開催していないことが確認されたため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	受注者のみの工事

<注意事項>

【安全衛生協議会】：労働安全衛生規則(第635条)

- ・ 特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。
- ・ 当該協議組織の会議を定期的に開催すること。

元方事業者による建設現場安全管理指針のポイント 6 平成20年7月 厚生労働省

1) 実施の頻度：毎月1回以上

2) 出席者： 元請…統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、又はこれらに準ずる者
店社安全衛生管理者、元方事業者の現場職員など
下請…安全衛生責任者、又はこれらに準ずる者(2次下請以下を含む)など

3) 目的：安全衛生協議会は、労働安全衛生法第30条「特定元方事業者等の講ずべき措置」に基づく協議会であり、労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一において行われることによって生ずる労働災害の防止を目的とする

4) 協議事項

- (1) 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画
- (2) 月間又は週間の工程計画
- (3) 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策
- (4) 安全衛生に関する規程
- (5) 安全衛生教育の実施計画
- (6) 労働災害の原因及び再発防止対策

<関係法令等>

労働安全衛生法第30条

労働安全衛生規則第635条

2) 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。

＜チェックポイント＞

書類確認 当該現場の配置技術者以外の者のパトロール(以下、店社パトロール)を実施しているかの確認を行う。
※店社パトロールとは、現場代理人等、当該現場に配置されている者が適宜行う巡視とは異なる。

＜判断基準＞

適正	店社パトロールを1回/月以上実施している記録が確認された。
口頭指示	店社パトロールを実施していることが確認されず、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	店社パトロールを実施していなかったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。(※ただし、運用規定あり)

＜注意事項＞

【安全衛生パトロール】:元方事業者による建設現場安全管理指針(第36)

- ・元方事業者は、その店社が請負契約を締結した仕事について、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期その他労働災害を防止する上で必要な時期に、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成事業者の店社が連携してこれを実施すること。

1) 実施の頻度:毎月1回以上

2) 実施する者:店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者等

3) 目的:店社パトロールは、「元方事業者による建設現場安全管理指針」に基づく作業場所の巡視であり、元方事業者が、その店社が請負契約を締結した工事について、混在作業に伴う労働災害の防止を目的とする

※「店社パトロールについて」の運用

店社パトロールは建設業法や労働安全衛生法で義務付けられたパトロールではないが、厚生労働省・労働基準監督署が示す、望ましい安全管理の具体的手法に位置付けられているため、本市においても本指針に準拠していくこととしている。

ただし、当該現場において受注者が店社パトロールを実施できない体制であると監督員が認める場合には適用除外とすることができる。

(例)施工期間が短い、元請業者が個人事業主である等

3) 安全教育、安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。

＜チェックポイント＞

書類確認：施工計画書に基づき、安全訓練等の実施状況、参加状況等を工事関係資料等により確認する。

＜判断基準＞

適正	安全教育等が月当たり、半日以上行われた記録がある。
口頭指示	安全教育等の実施や記録に不備があり、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	安全教育等を実施していない、または、実施しているが記録がなかったので、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

＜注意事項＞

① 労働安全衛生法 第29条、第30条

【施工中の安全確保】：建築工事標準仕様書(1. 3. 7)

【施工中の安全確保】：電気設備工事・機械設備工事標準仕様書(1. 3. 5)

② 【定期安全研修・訓練等】：兵庫県土木工事共通仕様書(1-1-1-27第11項)

- ・受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、③の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

1) 実施の頻度：月当たり、半日以上

2) 参加する者：作業員全員

③ 内容

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

- ・受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

- ・受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

＜関係法令等＞

労働安全衛生法第30条第1項第4号（安全・衛生教育に対する指導及び援助）

労働安全衛生規則第638条（教育を行なう場所、資料の提供等）

4) 安全巡視、KY活動等を実施し、記録が整備されている。

<チェックポイント>

書類確認: 作業日毎に安全巡視、KY活動等を実施しているかを工事関係資料等(安全日誌等)により確認する。

<判断基準>

適 正	KY活動等が行われた記録や安全日誌等が確認された。
口頭指示	KY活動等の記録や安全日誌等に不備があり、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	安全日誌等はなく、KY活動もしていないなど問題があったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

①【安全巡視】: 労働安全衛生規則(第637条)・兵庫県土木工事共通仕様書(1-1-1-27第9項)

・ 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

- 1) 実施の頻度: 毎作業日に1回以上
- 2) 実施する者: 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者
- 3) 目的: 労働安全衛生法第30条「特定元方事業者等の講ずべき措置」に基づく作業場所の巡視であり、労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一において行われることによって生ずる労働災害の防止を目的とする
- 4) 内容: (1) 作業間の連絡調整の状況の確認
(2) 不安全状態や不安全行動の是正とその指導
(3) 工事の進捗状況の把握

②【作業開始前の安全衛生打合せ】

元方事業者による建設現場安全管理指針(第2 14.(9)) 平成7年4月21日

・ 関係請負人は、毎日、作業開始前にその雇用する労働者を集め、安全衛生打合せを実施すること

- 1) 実施の頻度: 毎日、作業開始前
- 2) 実施する者: 関係請負人が、その雇用する労働者を集め実施する
- 3) 目的: 「元方事業者による建設現場安全管理指針」に基づく打合せであり、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を目的とする
- 4) 内容: (1) 当日の作業内容、作業手順、労働災害防止上の留意事項等についての関係労働者への指示
(2) 作業間の連絡調整の結果の周知
(3) 関係労働者の労働災害の防止に対する意見等の把握
(4) 危険予知活動等の安全活動

<関係法令等>

労働安全衛生法第30条第1第3号(作業場所の巡視)

特定元方事業者による作業場所の巡視について 令和4年5月12日 (作業場所巡視の内容)

5)新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され記録が整備されている。

<チェックポイント>

書類確認: 新規入場者にミーティングを行い、資格・免許の確認や現場特性の説明等を実施している状況を工事日報、工事写真、報告書等で確認する。

<判断基準>

適 正	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っている記録を確認できた。
口頭指示	新規入場者教育に関する指導及び援助に問題があり、監督職員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っていなかったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

【新規入場者教育】: 元方事業者による建設現場安全管理指針(第2、9)

- ・ 元方事業者は関係請負人に対しその労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告させ、これを把握しておくこと。

- 1) 実施する者: 関係請負人の職長等が実施し、元方事業者に結果を報告する
- 2) 目的: 労働安全衛生法第30条「特定元方事業者等の講ずべき措置」に基づく教育であり、労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一において行われることによって生ずる労働災害の防止を目的とする
- 3) 内容: 元方事業者による建設現場安全管理指針(第2、14、(8))
 - (1) 労働者が混在して作業を行う場所の状況
 - (2) 労働者に危険を生ずる箇所の状況
 - (3) 混在作業場所において行われる作業相互の関係
 - (4) 退避の方法
 - (5) 指揮命令系統
 - (6) 担当する作業内容と労働災害防止対策
 - (7) 安全衛生に関する規定
 - (8) 建設現場の安全衛生管理計画の内容

<関係法令等>

労働安全衛生法第30条第1項第4号 (安全・衛生教育に対する指導及び援助)

労働安全衛生規則第638条 (教育を行なう場所、資料の提供等)

元方事業者による建設現場安全管理指針のポイント 9 平成20年7月 厚生労働省

6)運搬作業において、各交通関係法令(道路法、道路交通法、車両制限令、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法、ダンプ規制法、貨物自動車運送事業法等)を遵守し、適合した車両を使用し、また、過積載等の防止に十分に取り組んでいる。

<チェックポイント>

現場確認：運搬車両の積載状況を確認する。

書類確認：過積載防止の取り組みの記録や実重量記録資料等を確認する。(特殊車両通行許可証、車検証等)

<判断基準>

適 正	各交通関係法令を遵守し、過積載防止の取り組みが行われていることが確認できた。
口頭指示	過積載防止の取り組みが行われていることが確認できず、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	各交通関係法令が遵守されておらず、問題があったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	運搬作業を伴わない工事。

<注 意 事 項>

- ① 過積載は、ブレーキ性能の低下やハンドル操作の遅れが発生し、交通事故の誘発要因となるとともに、道路及び橋梁等を損傷する一因となる。
- ② 過積載は、エンジンや車体に過大な負担がかかることにより、騒音・振動及び排気ガスの増大を招く。
- ③ 荷台枠高さによる容量管理や自重計等による計測管理などにより積載量の管理状況、過積載防止の取り組み状況のわかる記録を整備する。
- ④ 【ダンプトラック等による過積載等の防止】
 - ・ 工事用資器材等の積載超過のないようにすること。
 - ・ 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
 - ・ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ・ さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ⑤ 【過積載の禁止】：道路交通法(第57条、第58条の2、第58条の3)
 - ・ 車両には、積載荷重をこえて積載してはならない。
 - ・ 警察官は、車両の積載物の重量を測定することができる。
 - ・ 警察官は、過積載車両に対し、過積載とならないように必要な措置を命ずることができる。

⑥ 【通行許可】

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

- 1) 施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出すること。
- 2) 搬入時は現場到着時、搬出時は現場出発時の写真を提示すること。(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)
- 3) 通行許可証の写しを提示すること。

一般的制限値

- | | |
|-----------|--------|
| 1) 幅 | 2.5m |
| 2) 長さ | 12m |
| 3) 高さ | 3.8m |
| 4) 重量 | |
| | 総重量20t |
| | 軸重10t |
| | 輪荷重5t |
| 5) 最小回転半径 | 12m |

7) 工事車両、使用機器、工具等の点検整備がなされ、十分に管理されている。

<チェックポイント>

現場確認：現場工事車両の特定自主検査済標章を確認する。

書類確認：車両機器類の点検状況報告書等により、その状況を確認する。

<判断基準>

適正	定期自主検査等が行われ、実施記録も整理されているのが確認できた。
口頭指示	点検や記録に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	点検や記録に問題があったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【定期自主検査の記録】：労働安全衛生規則(第169条)

・ 自主検査を行ったときは、下記事項を記録し、3年間保存すること。

1) 検査年月日、検査の方法、検査箇所

2) 検査の結果、検査を実施した者の氏名

3) 検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

② 車両機器類の整備状況を確認する。

・ 現場搬入時の点検：土木工事安全施工技術指針(第4章第1節2)

・ 作業開始前の点検：労働安全衛生規則(第170条)

・ 定期自主検査(月例検査)：労働安全衛生規則(第168条)

・ 定期自主検査(年次検査)：労働安全衛生規則(第167条)

原則、法定資格は不要であるが、安全教育を受けた検査者が実施する。

ショベルローダー、移動式クレーンの点検など

・ 特定自主検査(年次検査)：労働安全衛生規則(第169条の2)

事業内検査資格者または登録検査業者による検査を行う必要がある。

フォークリフト、不整地運搬車、高所作業車及び労働安全衛生法施行令別表第七の建設機械(ブルドーザー、パワー・ショベル、ロードローラー、杭打・杭拔機など)

③ 特定自主検査の方法とは

特定自主検査の方法は、ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させる「事業内検査」と、ユーザーの依頼により登録検査業者が実施する「検査業者検査」による。



図 検査済標章(ステッカー)

8) 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。

<チェックポイント>

現場確認：重機作業の状況を確認する。

書類確認：写真等の工事関係資料をもとに確認する。

<判断基準>

適正	適切な分離措置が実施されているのが確認された。
口頭指示	分離措置に不備が確認されたので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	分離措置がなされておらず、安全管理上に不備があったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	重機作業が無い場合。

<注意事項>

- ・ 建設機械と作業員との混在作業となる場所においては、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示するとともに、作業範囲内への作業員の立入りを禁止すること。
…土木工事安全施工技術指針(第7章第3節3)
- ・ 建設機械との混在作業で、作業員に危険の生ずるおそれのある時は、監視員を配置し危険箇所へ作業員が立ち入らないように監視すること。
…建設機械施工安全技術指針(第92)
- ・ 誘導員等の配置について
 - 1) 建設機械の運転について、誘導員をおく場合には、一定の合図を定め、誘導員に当該合図を行わせること。また、定めた合図は、関係作業員に周知すること。
…労働安全衛生規則(第159条)、土木工事安全施工技術指針(第2章第4節3)
 - 2) 作業内容により、やむを得ず作業員と建設機械の共同作業となる場合には、必ず誘導員を配置すること。誘導員および作業員には合図、誘導の方法のほか、運転者の死角など視認性に関する事項についても周知すること。
…土木工事安全施工技術指針(第4章第1節1)
 - 3) 掘削機械、積込み機械、運搬機械が、作業員の作業区域に後進して接近する時、または転落のおそれのある時は、誘導員を配置し、その者に当該建設機械の誘導をさせること。
…労働安全衛生規則(第365条)
 - 4) 建設機械による作業において、作業員がアームなどと接触するおそれのある箇所や走行時に巻き込まれるおそれのある場所などには、作業員の立入りをさせてはならない。やむを得ず立ち入る必要があるときは、誘導員を配置して、その者に建設機械の誘導をさせること。
…労働安全衛生規則(第158条)
 - 5) 建設機械等による作業においては、軟弱な路肩、法肩に接近しないようにすること。やむを得ず近づく場合は、誘導員を配置すること。
…土木工事安全施工技術指針(第7章第3節3)
 - 6) 路肩、傾斜地等で建設機械を使用する場合で、転倒または転落の危険が生ずるおそれのあるときは、誘導員を配置して、その者に当該建設機械の誘導をさせること。
…労働安全衛生規則(第157条第2項)

9)山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。

<チェックポイント>

現場確認：山留め、仮締切等について、公共建築工事標準仕様書(3. 3. 2)及び土木工事安全施工技術指針等による各段階における点検管理チェックリスト・現場掲示等について確認する。(設置完了時の点検、作業開始前点検、定期点検)

<判断基準>

適 正	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できた。
口頭指示	適正な時期に各種点検が行われていないのが確認できず、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	適正な時期に各種点検が行われておらず、問題があったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	山留め、仮締切等がない工事。

<注 意 事 項>

① 土止め(土留め)支保工の点検時期…労働安全衛生規則(第373条)

・ 下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補強または補修すること。

- 1) 設置後7日を超えない期間ごと。
- 2) 中震(震度階級4以上)以上の地震の後。
- 3) 大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後。

・ 点検内容

- 1) 矢板、背板、腹起し、切梁等の部材の損傷、変形、腐食、変位、脱落の有無及び状態
- 2) 切梁の緊圧の度合
- 3) 部材相互の接続部及び継手部のゆるみの状態
- 4) 矢板、背板等の背面の空隙の状態

<関係法令等>

土木工事安全施工技術指針(第5章第2節 8,9) 令和7年3月

10)足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。

<チェックポイント>

現場確認：足場や支保工について、公共建築工事標準仕様書(2. 2. 4)及び土木工事安全施工技術指針等による各段階における点検・管理チェックリスト・現場掲示等について確認する。(組立完了時の点検、作業開始前点検、定期点検)

<判断基準>

適 正	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できた。
口頭指示	適正な時期に各種点検が行われていないのが確認できず、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	適正な時期に各種点検が行われておらず、問題があったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	足場、支保工がない工事。

<注 意 事 項>

① 足場(吊り足場以外)の点検…労働安全衛生規則(第567条)

- ・ 第1項
毎日の作業開始前に、足場用墜落防止設備(規則第563条第1項第3号)について点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修しなければならない。
- ・ 第2項第1号～第8号(点検項目)
下記の悪天候、足場の組立て完了時等において作業を開始する前に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修しなければならない。
 - 1) 強風(10分間の平均風速が10m/s以上)
大雨(1回の降雨量が50mm以上)
大雪(1回の積雪量が25cm以上)等の悪天候の後
 - 2) 中震(震度階級4以上)以上の地震の後。
 - 3) 足場の組立及び一部解体若しくは変更の後。

② 吊り足場の点検…労働安全衛生規則(第568条)

- ・ 毎日の作業開始前に、規則第567条第2項(第6号・第8号除く)に掲げる事項について点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修しなければならない。

③ 型枠支保工の点検時期

- ・ 下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修をすること。
 - 1) コンクリートの打設作業を行う日の作業開始前。…労働安全衛生規則(第244条)
 - 2) コンクリートの打設中。…土木工事安全施工技術指針(第9章第4節3)

<関係法令等>

労働安全衛生規則(第518条 第519条) 足場の設置等
通達・昭和34年2月18日労働省基発第101号 悪天候の条件(標準)

11) 保護具の着用等、現場従事者各自の安全管理に取り組む姿勢は積極的である。

＜チェックポイント＞

現場確認：現場での保護具等の着用状況を確認する。

書類確認：保護具等の着用状況を工事写真により確認する。

＜判断基準＞

適正	保護具等の着用状況が適切であることが確認できた。
口頭指示	保護具等の着用をしていない者がいたので、監督員が現場責任者に助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	保護具等の着用に関し徹底できておらず、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	保護具等の着用が必要ない場合。

＜注意事項＞

- ① 保護帽、安全靴、要求性能墜落制止用器具(安全帯)など保護具の着用について、監視義務のある作業主任者や作業指揮者に点検を実施するよう現場責任者を通じて指導すること。
- ② 【保護具の着用義務がある作業の一例】労働安全衛生規則
 - ・保護帽・・・物体の飛来落下の危険のある作業 労働安全衛生規則(第539条)
 - ・要求性能墜落制止用器具(安全帯)・・・高さ2m以上の高所作業で墜落の危険がある作業 労働安全衛生規則(第518条)
 - ・安全靴・・・通路等の構造又は当該作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履はき物を定め、当該履はき物を使用させなければならない。 労働安全衛生規則(第558条)

12) 工事現場における保安施設等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。

＜チェックポイント＞

現場確認：現場での保安施設等の設置状況及び管理状況を確認する。

書類確認：保安施設等の点検管理記録等により、その状況を確認する。

＜判断基準＞

適正	保安施設等の設置状況が適切であり、管理も的確であることが確認できた。
口頭指示	保安施設等の設置状況や点検、管理に不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	保安施設等の設置状況や点検、管理に問題があったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	保安施設等の設置が必要ない場合。

＜注意事項＞

- ① 【仮設工事】：建築工事標準仕様書(第2章)
 - 【仮設工事】：電気設備工事標準仕様書(第1編第2章2. 1. 1)
 - 【仮設工事】：機械設備工事標準仕様書(第2編第4章4. 1. 1)
- ② 保安施設 足場・仮囲い・養生シート・安全通路・仮設電気・仮設水道・仮設事務所等
- ③ 設置標識、保安施設の設置管理、点検を実施するよう指導すること。

13)現場内関係者及び現場周辺の歩行者、一般車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切になされている。

<チェックポイント>

現場確認：現場内関係者及び第三者に対する安全措置の取り組みが適切であること確認する。

<判断基準>

適 正	現場内関係者及び第三者に対する安全措置の取り組みが適切であることが確認できた。
口頭指示	現場内関係者及び第三者に対する安全措置の取り組みに不備があったので、監督員が助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	現場内関係者及び第三者に対する安全措置の取り組みに問題があったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

- ①【交通安全管理】建築工事標準仕様書(1. 3. 8)
【交通安全管理】電気設備工事・機械設備工事標準仕様書(1. 3. 6)
- ② 建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達 令和元年9月2日)

Ⅲ. 安全管理及び対外関係

2. 対外関係

○関係機関等

14) 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。

<チェックポイント>

書類確認：受注者が実施すべき関係官公庁等に対する必要な諸手続き、連絡等（消防届出・道路使用許可・占用許可等）を適正に実施し、関係者とのトラブルが発生しなかったかを確認する。

<判断基準>

適 正	関係機関との協議等が適切に行われ、許可書類等の確認ができた。
口頭指示	関係機関との協議不足等があったので、監督員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	関係機関との協議等に問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	官公庁等との折衝や調整の必要のない工事

<注 意 事 項>

- ① 受注者は、工事着手前に関係機関との協議を速やかに行うこと。
 - ・ 官公庁等への届け出等において技術者が主体的な役割を果たしているか確認。
⇒ 申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。

②【官公署その他への届出手続等】

: 建築・電気設備工事・機械設備工事標準仕様書(1. 1. 3)

15) 工事施工にあたり、近隣住民との施工上必要な交渉、工事の施工についての苦情対応を適切に行い、記録がある。

＜チェックポイント＞

書類確認：受注者が実施すべき工事に先立つ地元関係者（地権者、自治会、水利関係等）への挨拶、詳細な工事実施時期の説明、仮排水等の切替日時調整等を実施したかを確認する。また、地元からの苦情に対して、誠意を持って解決にあたったかを確認する。

＜判断基準＞

適 正	地元住民等との交渉、苦情を直ちに報告し、適切な対応を行ったことが、確認できた。
口頭指示	地元住民等との交渉、苦情処理などへの対応、報告に不備があったので、監督員が 助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	地元住民等との交渉や苦情などへの対応に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

＜注 意 事 項＞

- ① 直接関係する地元住民等の調整、打合せを十分に行い、スムーズな工事の進行に努めるよう指導すること。

・ 住民への説明において技術者が主体的な役割を果たしているか確認。
⇒ 日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。

- ② 【施工中の安全確保】：建築工事標準仕様書（1. 3. 7.（6））

【施工中の安全確保】：電気設備・機械設備工事標準仕様書（1. 3. 5.（6））

受注者は、工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。

- 1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
- 2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。